



平成22年第1回町議会定例会が3月11日招集され、報告1件、議案31件、陳情4件、意見案4件が審議され、同月18日閉会しました。そのあらましについてお知らせします。

## 町政執行方針

世界的な経済・金融危機や新たな感染症の大流行など世界の様々な動きや影響が、瞬く間に私たちの町や地域にも波及し、その影響はより大きく、より身近なものとしてその対応を迫られ、今日の国際化の急速な進展を強く感じるところです。国内においても、政治や行政のあり方が政権交代により様変わりし、我が国の目指す方向として、地域主権型社会の創造や低炭素社会、コンクリートから人への社会の実現が掲げられる

など、私たちの経済や暮らしを取り巻く環境に大きな変化が起こっています。著しい人口の減少と少子高齢化といった時代の潮流のなかで、経済の低迷や急激な公共投資の減少、農業・漁業・観光業など基幹産業の不振など厳しい試練の荒波にさらされている本町ではありますが、今こそ、将来に対する危機感を共有し、心を一つにして、当町の優れた特性や多様な資源を見つめ直し、町づくりに最大限活かしていくための職場や地域や町をあげての努力が求められています。

**はじめに**  
― 試練を乗り越える努力を共に ―

### 基本方針

― 「財政の再建」と「行政サービス水準の維持」の両立に道筋を ―

積丹町が厳しい現状を乗り越えて、持続的に発展していくための土台づくりをしつかりと行うためには、町財政の立て直しと行政サービス水準の維持の両立という二つの課題に全力で取り組み、その道筋をつけていかなくてはなりません。

私は就任にあたり「対話」と「情報の共有」の町政を継続しながら、「行政と町民の皆さんが

共に考え共に行動する『協働』の町づくり」を基本目標に掲げ、積丹町が抱える多くの急がれる課題の克服と、地域の活性化や基幹産業・福祉・教育の振興への取り組みに努めたいと申し上げてまいりました。

具体的には、

- ① 財政の再建
- ② 行政サービス水準の維持
- ③ 防災対策への取り組み
- ④ 懸案公共事業の実現
- ⑤ 職員の人材育成

の5つです。

### 時代の潮流を見据えた行政運営

平成22年度においては、そうした目標に沿った施策の推進を図りながら、行財政縮小の時代と地域主権改革の本格化の時代における基礎自治体として、自立性と行政能力の向上に努めるとともに、異業種間の連携や町民、団体、地域等に芽吹いた地域活性化への様々な動きを大切に育てることなどの取り組みを着実に進めることが、私の使命であると決意を新たにしています。

**21年度末累積赤字は約2億8千万円に**

― 連結赤字比率を0・35%と推計 ―

特別交付税や特別会計繰出金除排雪経費、税・税外収入金の収納率など、出納閉鎖期までに変動する要因が多くあることから、連結実質赤字比率の確定値の推計は難しい状況にあります。が、平成21年度当初の累積赤字解消予算措置額と平成20年度からの一般会計繰越金などを考慮した場合、平成21年度末累積赤字額は、約2億8千万円、連結実質赤字比率は、約0・35%程度と推計しております。

### 赤字解消目標年次を早める努力

― 全道で最低の基金残高と財政健全化計画の見直し ―

平成21年度末の国保特別会計・直診勘定では依然として、約2億8千万円の累積赤字を有する見通しにあり、また、全道の市町村で最も少ない基金積立金の保有状況などからして、当町の財政状況は直面する危機的状況は脱したものの、依然として厳しい財政運営の状況にあることに変わりありません。

このことから、今後の財政健

全化対策への取り組みとしては、  
①累積赤字解消目標年度の繰り上げ

累積赤字の解消を平成28年度から平成24年度に早める努力。  
②全道他市町村との財格差の縮減

平成26年度までに16年度末保有残高の5億円程度の基金残高を目標に回復を図る。

などを重点目標に掲げ、財政健全化対策を推進することとし、平成22年度の地方交付税の決定状況などを見極めながら、現行の財政健全化計画の見直しを図りたいと考えています。

### 行政サービス水準の維持のための行財政改革を継続

財政健全化対策を推進しながらも、行政サービス水準の維持に努め、町民の皆さんの生活の安心・安全の確保と、国が進める地域主権改革の本格化に向けた基礎自治体としての行政能力の対応強化を図っていかねばなりません。

このため、これまで進めてきた行財政改革の歩みを止めることなく、簡易水道、産業交流雇

用対策推進施設等の特別会計の経営健全化対策、投資的事業の選択実施や国の新たな地方支援策の積極的な導入活用、行政機構の合理化や事務処理の見直し、事務事業の外部委託などの着実な検討、実施を図りながら、必要な行政サービス水準の維持を図っていくことが重要であります。

また、「公共サービス水準の維持」のための住民の負担と給付とのバランスについては、他市町村のサービス水準の状況との比較などについての説明を重ね、その方向性を見いだしていかねばならないと考えています。

### 防災体制の向上

—町地域防災計画の見直し—

現行の積丹町地域防災計画は、平成2年2月に策定してから約20年を経過しようとしていることから、北海道の計画との整合性を図り、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、より実態に即した計画となるように、全面的な見直し変更作業中です。

町内外の防災関係機関を構成

員とした積丹町防災会議の中で、広くご意見をいただき、北海道との協議を経て、3月末までに終える予定です。

策定後は、新たな防災計画に基づき、町民に対する防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導対策など、関係機関との連携を強化し、防災体制の向上確立に向けた施策の充実に取り組みます。

### 国・道の公共事業の促進

—関係機関との連携が重要—

公共事業の一層の抑制が行われる一方で、当町においては、国道、河川、漁港・海岸、漁場整備、治山、造林、林道など、今後も多くの社会資本基盤の整備を必要としている状況にあることから、その影響が懸念されるところですが、事業予算の確保と継続実施のための要請活動に努めます。

特に、水産業の振興をはじめ、漁港、海岸及び漁場整備等の円滑な実施を確保するためには、東しゃこたん漁業協同組合や地区漁港期成会など漁業受益者と国などの関係機関との調整連携

を図ることが最も大切なことで、今後とも地元町村としての役割を果たす努力をします。

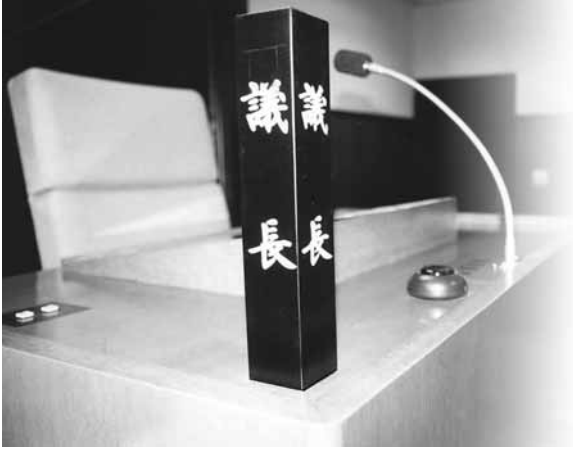
### 町職員の人材育成

—北海道へ1名、後志広域連合へ2名を派遣—

職員の人材育成は、町再生の原動力となり、将来における町の貴重な財産となるとの認識に立ち、地域主権改革の本格化の時代に向けた自治体職員の政策立案能力の向上はもとより、町職員の資質の向上や意識改革等を進め、基礎自治体としての行政運営能力の向上強化に役立てるためにも、今後も継続的に関係機関への派遣や研修などの取り組みの充実に努めます。

本年度は昨年に引き続き、4月1日から1名の町職員を北海道後志支庁へ2年間派遣するとともに、道庁からも同じく1名の道職員を積丹町へ派遣していただく相互交流を行います。

また、後志広域連合へは、1名が町に復帰し、新たに2名の職員を本年4月1日から2年間派遣することとしました。



## 町職員給与の復元措置

— 給料削減平均12%から10%に —

平成16年度以降、9回にわたる職員の人件費の抑制対策は、町財政の健全化の観点から極めて緊急避難的な対応措置として行ってきたものであり、今後、財政事情の許す限りにおいて、可能な限り早期に管内他町村との均衡ある水準に復元する責務があり、私に課せられた大きな優先すべき課題の一つであると考えています。

現行の抑制策は、本年3月31日をもって終了することから、職員労働組合との協議を経て、平成22年度の給与を本年4月1日から現行の月額給料平均12%削減を平均10%に、期末勤勉手当支給割合3・7月を4・0月に、管理職手当支給率5%を6%にそれぞれ一部復元することとしました。

なお、平成23年度以降の復元措置については、財政状況の推移を見極めながら、引き続き対応してまいりたいと考えています。

## 町正規職員2名採用

平成14年以降一般事務職員の

退職者の完全補充を行ってきていないことなどから、平成22年1月現在の職員数は61名と、平成4年と比較しますと32名、約34%の減、平成16年比では、24名、約28%の減となっており、職員の年齢構成の均衡や適切な職階制度の維持が難しい状況におかれているほか、恒常的な残業の増加や職員の健康保持など、人件費の削減効果以外での課題を抱えている実情にあります。

従いまして、本年度は4月1日付けで、大卒1名、高卒1名、計2名の正規職員の採用補充を行うこととしました。

今後3年間で9名の定年退職者が予定されていることから、平成23年度以降も最小限の計画的な正規職員の採用補充を行いたいと考えています。

また、そうした対応に際しては、老朽化が著しい職員住宅の実態を踏まえて、職員の住環境の改善整備も欠かせない課題となっている現状にあることから、その具体的な対策の検討を急いでまいります。

## 27年度まで6年延長

— 国の新たな過疎対策 —

3月末をもって失効する現行の過疎地域自立促進特別措置法を、平成28年3月31日までの6年間延長する超党派による議員立法が、現在開会中の国会において審議、可決される見通しです。

主な改正点は、  
①市町村計画の策定に係る義務づけの廃止と都道府県に対する事前協議の対象内容の見直し等の措置が講じられること。

②過疎対策事業債の対象公共施設等が拡大されること。

③市町村計画で定めるソフト事業の実施経費や基金の積立経費などが、人口、面積、財政状況などの一定条件を考慮して定める範囲内で、過疎対策債の対象とされること。

などです。

これまでの過疎対策債は、公共施設等の整備を中心に起債対象となっており、当町においても道路、漁港、観光基盤施設、簡易水道・下水道、消防施設、福祉施設、住民集会施設、農漁

業共同利用施設など数多くの当町の社会資本整備に重要な役割を果たしてきましたが、今後必要とされる公共施設等の整備対策においても、最も重要な国の財政支援策の一つとして有効活用を図らなければなりません。

さらに、ソフト事業の実施に要する経費に対する過疎対策債の充当については、高齢化が進む当町において、高齢者が安全で安心して暮らすことができる、地域社会の実現を図るための新たな財政支援策として期待し、今後の国の法改正の動向を注視し、その対応にあたります。

## 定住自立圏形成協定の締結

— 6市町村が3月議会に提案 —

小樽市と北後志5町村が定住自立圏形成協定の締結を行う場合の協定内容について検討協議を重ねてきた経緯にあり、小樽市と各町村とが相互に役割を分担して、定住に必要な都市機能と生活機能の確保及び充実を図りながら、自立に必要な経済基盤等の整備が促進される取組事項と、それぞれの役割を、定住自立圏形成協定案として取りま